消防だより

■お問い合わせ
上ノ国消防署
☎0139-55-2071

消防車両等出動時のサイレン吹鳴について

緊急自動車（消防車・救急車等）は、道路交通法の規定により緊急走行を行うことが出来ます。

緊急走行とは、火災出動や救急出動時などに、赤色警光灯をつけサイレンを吹鳴することにより、追い越し走行や交差点への進入（停止信号に関係なく）、速度超過（80㎞/hまで）等が出来ることを言い、火災出動や救急出動に限らず、様々な消防の用務で緊急走行をする場合があります。

そのため火災以外にも赤色警光灯をつけサイレンを吹鳴し緊急走行する場合がございますのでご理解とご協力をお願いします。

緊急走行を行う具体的な用務例

- 救助出動（交通事故や水難等。）
- 火災出動（煙等確認のための警戒出動も含む。）
- 火災調査出動
- 警戒出動（火災消火後の再燃時、油やガス漏れ等。）
- ドクターヘリ離発着時の支援隊出動
- その他緊急を要する消防用務に対する出動

マイナンバーカードの健康保険証利用にかかる開始時期の延期について

●町広報誌令和３年１月号にて、マイナンバーカードの健康保険証利用の開始時期（本格運用）を令和3年3月（予定）とお知らせしておりましたが、国のシステムの不具合等により、令和3年10月を目処に延期されました。新たな開始時期については、国より通知がありましたら改めてお知らせします。

●マイナンバーカードを保険証として利用したい方は、事前にマイナンバーカード（電子証明書付き）を取得し、利用登録する必要がありますが、マイナンバーカードを申請してから役場で受け取るまでには約１か月かかります。本格運用開始後すぐに利用したい場合などは、事前にカードの申請・受領、健康保険証の利用登録を済ませるようお願いします。

～まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ～

●マイナンバーカードをお持ちでない方については、令和３年３月を目処に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）よりＱＲコード付きの交付申請書が送付されています（一部送られていない方もいます）。送付された申請書を使用して簡単にオンライン申請が可能ですので、是非申請してください。
なお、オンライン申請以外にも申請方法がありますので、町広報誌令和３年１月号をご覧ください。

●マイナンバーカードの申請・受領、マイナンバーカードの健康保険証利用登録など、わからないことがありましたら、次のお問い合わせ先までお電話ください。

■お問い合わせ先　住民課 戸籍保険グループ

5月22日(土)は休日のため施設へのごみの受入はできません。※日・祝日も休日です
お問い合わせ：南部檜山清掃センター ☎0139-53-6301